

平成20年度牛久市における行政手続きの オンライン化状況についてお知らせします

電子申請・届出サービスとは、市役所の各担当窓口で必要となる申請や届け出の一部について、インターネットを利用することで、自宅や職場から24時間手続き可能となるサービスです。

牛久市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年条例第27号)第9条の規定に基づき、牛久市で利用できる手続きについて以下のとおり公表します。手続きによっては、本人確認のため、住民基本台帳カードを利用した公的個人認証サービスが必要となります。

ご利用可能な手続きは各市町村によって異なりますが、牛久市では、各種手続きのオンライン化に向けて継続して取り組んでいますので、ぜひご活用ください。

区分	電子申請・届出手続き名称	担当課	区分	電子申請・届出手続き名称	担当課
届出・証明	住民票／除票の写しの交付請求	総合窓口課	福祉	児童手当現況届出	児童福祉課
	戸籍の附票の写しの交付請求			保育所入所申込	
	付記転届			保育所入所申込辞退届	
	身分(身元)証明書の交付の申請			要介護(支援)認定申請	
保険と年金	妊産婦医療福祉費受給者証交付申請(マル福)	医療年金課	福祉	要介護(支援)更新認定申請	高齢福祉課
	乳幼児医療福祉費受給者証交付申請(マル福)			要介護(支援)認定区分変更申請	
	国民健康保険への加入手続			居宅サービス計画作成依頼(変更)届出	
	国民健康保険の喪失手続			介護保険被保険者証再交付申請	
	就学中被保険者該当届			介護保険住所地特例適用・変更・終了届	
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定に係る申請(69歳以下)			介護保険負担限度額認定申請	
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定に係る申請(70歳以上～74歳以下)			健康	
国民健康保険税(料)所得申告	生活環境	特定建設作業の実施の届出	環境政策課		
納税証明交付申請		特定施設の設置の届出			
住民税課税(非課税)証明交付申請		経過措置としての特定施設設置者の届出			
事業所所在証明交付申請		特定施設の数等に関する届出			
所得証明書交付申請		特定施設設置者の氏名等の変更に関する届出			
固定資産評価／公課証明交付申請		特定施設設置者たる地位の承継の届出			
土地・家屋現況証明交付申請		犬の登録事項変更届出			
家屋の滅失の届出		犬の死亡の届出			
給与支払報告に係る給与所得者異動届出		上水道と下水道	下水道使用開始届	生活排水課	
特別徴収に係る給与所得者異動届出		下水道	下水道使用中止届		
給与支払報告書の提出		情報公開等	下水道使用者等変更届	情報政策課	
公的年金等支払い報告書の提出			公文書の公開(開示)請求		
法人設立・開設申告書		福祉	児童手当受給事由消滅届(児童手当・特例給付・小学校第3学年修了前特例給付受給事由消滅届)	児童福祉課	
法人異動・変更申告書	児童手当認定請求				
法人解散・結了申告書	児童手当額改定請求(増額／減額)				

電子申請・届出システムホームページ
<http://www1.asp-ibaraki.jp/home/index.html>
 問い合わせ
【市への手続きについて】
 市役所各担当課 ☎873-2111(代)
【公的個人認証サービスについて】
 市総合窓口課 ☎873-2111内線1623～1626